

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
 に改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>（規約の記載事項の細目） 第二百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの 「イ」ホ 略</p> <p>へ 資産を主として非上場株券等資産（次に掲げるものをいう。） ）又は不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は第二百二十一条の二第一項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨</p> <p>（1） 株券若しくは金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げ</p>	<p>（規約の記載事項の細目） 第二百五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ」ホ 同上</p> <p>へ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は第二百二十一条の二第一項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨</p> <p>「加える。」</p>

る有価証券で株券の性質を有するものであつて金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当する株券（②において「上場株券」という。）を発行する者以外の者の発行する株券等（株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものをいう。②において同じ。）

② (1)の株券等を取得した後はその株券等を発行する者の発行する株券又は金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものが上場株券に該当することとなつた場合において、引き続き保有する当該株券等（当該株券等が新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものである場合にあつては、これらの有価証券に係る新株予約権又は外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものを行使用することにより取得する上場株券を含む。）

③ 投資信託若しくは外国投資信託（信託財産を主として①又は②に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産を主として①又は②に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は金融商品

「加える。」

「加える。」

取引法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を主として(1)又は(2)に掲げるものに対して投資する出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。(4)において同じ。)に係るもの

〔4〕 投資信託若しくは外国投資信託(信託財産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。)の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は金融商品取引法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を主として(1)から(3)までに掲げるものに対して投資する出資対象事業に係るもの

〔ト・チ 略〕

〔二〇七 略〕

(投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする資産)

第二百二十八条の二 令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、第百五条第一号へに規定する非上場株券等資産又は不動産等資産とする。

〔加える。〕

〔ト・チ 同上〕

〔二〇七 同上〕

(投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする資産)

第二百二十八条の二 令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、第百五条第一号へに規定する不動産等資産とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。